

時津町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第22号）の一部改正

改 正 案			現 行		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
特殊勤務手当の種類	区分	手当の額	特殊勤務手当の種類	区分	手当の額
徴収業務手当		業務に従事した1日につき 500円（業務が2時間以上又は夜間に行われた場合にあつては、1,000円）	徴収業務手当		業務に従事した1日につき 500円（業務が2時間以上又は夜間に行われた場合にあつては、1,000円）
防疫業務手当		業務に従事した1日につき 1,000円	防疫業務手当		業務に従事した1日につき 1,000円
行旅死亡人等取扱業務手当	行旅病人の収容	収容1件につき 2,000円	行旅死亡人等取扱業務手当	行旅病人の収容	収容1件につき 2,000円
	行旅死亡人の収容等	収容1件につき 5,000円		行旅死亡人の収容等	収容1件につき 5,000円
保健福祉指導業務手当		業務に従事した1日につき 1,000円	保健福祉指導業務手当		業務に従事した1日につき 1,000円
危険業務手当		業務に従事した1日につき 500円（業務が2時間以上又は夜間に行われた場合にあつては、1,000円）	危険業務手当		業務に従事した1日につき 500円（業務が2時間以上又は夜間に行われた場合にあつては、1,000円）
災害応急作業等手当		業務に従事した1日につき <u>1,440円</u> （業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあつては、 <u>2,160円</u> ）	災害応急作業等手当		業務に従事した1日につき <u>1,080円</u> （業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあつては、 <u>1,620円</u> ）
用地交渉業務手当		業務に従事した1日につき 1,000円（業務が夜間に行われた場合にあつては、1,500円）	用地交渉業務手当		業務に従事した1日につき 1,000円（業務が夜間に行われた場合にあつては、1,500円）
社会教育業務手当		業務に従事した1日につき 500円	社会教育業務手当		業務に従事した1日につき 500円
保育業務手当		月額 10,000円	保育業務手当		月額 10,000円